

事業内容についてのQA

No	問合せ	回答
1	事業の対象医療機関等は	令和7年3月31日までに国に「ベースアップ評価料」の診療報酬を届け出ている以下の医療機関等が対象です。 申請しようとする施設が対象かどうかは、県から送付した関東厚生局のリストに掲載されているかを確認ください。 ・病院（国が開設する病院を除く） ・有床診療所 ・無床診療所（医科、歯科） ・訪問看護ステーション
2	ベースアップ評価料とは何を指すのか	ベースアップ評価料とは、次の5つを指します。 ①O100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ②P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ③O102 入院ベースアップ評価料（医科） ④P102 入院ベースアップ評価料（歯科） ⑤訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
3	申請額の算定に必要な病床数はどのように計算するのか。また、休床も含まれるのか	交付申請時点の許可病床数が算定の基礎となります。 許可病床数は、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計のことです。 許可病床数には、休床している病床も含まれます。 ※交付申請後に許可病床数が変更した場合でも、申請時の病床数で算定します。

4	この事業ではいつからいつまでの経費が対象になるのか 交付決定前に実施した取り組みでも申請できるのか	事業期間は、交付決定日から令和8年3月31日です。 しかし、設備導入や雇用、賃上げ等の対象期間は、令和6年度も含んでおり、令和6年4月1日～令和8年3月31日の取り組みが対象となります。このため、交付決定前に実施した取り組みでも申請できます。 一方で、実績報告は12月中となっております。対象医療機関が非常に多く、取りまとめに時間を要するためです。詳細な期間は追ってご連絡しますので、ご理解の程よろしくお願いします。
5	事業の周知は医療人材課のホームページのみで実施しているのか	ホームページでの周知のほか、医療機関には、県から個別に通知をしています。
6	基準額はいくらになるか	基準額は以下ようになります。 （病院・有床診療所(※)）許可病床数×4万円 （無床診療所）1施設×18万円 （訪問看護ステーション）1施設×18万円 ※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。
7	給付額はいくらになるか	基準額と支払見込額を比較して低い方が交付申請額になります。 交付申請額と支払額（実績報告額）を比較して低い方が給付額になります。
8	支払方法はなにか	概算払で支払いします。 ※申請件数が非常に多いため、支払いは早くても9～10月頃になる予定です。
9	連絡が来ていないが、事業の対象となるか	令和7年3月31日までに関東厚生局にベースアップ評価料を届出した医療機関等をリスト化して通知をお送りしています。 リストに施設名が掲載されていれば事業の対象となります。 通知が見当たらないようであれば、令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届出したことを確認のうえ、申請期間内に医療人材課ホームページに掲載されている申請書により申請ください。

10	法人内に複数施設がある場合、施設ごとに分けて申請するのか	茨城県内に同一法人の複数施設がある場合、取りまとめて申請することは可能です（他県に施設がある場合は、その施設が所在する県に申請してください）。 その場合、「支給申請書兼口座振込依頼書」は1枚で、それ以外の書類は、各施設の枚数分を用意してください。
11	この事業は今後も実施されるのか	事業継続の有無については、現時点で情報はありません。
12	給付金の返還をしなければならないことはあるか	国が定めた実施要綱の要件に該当する場合、返還しなければなりません。 ・申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。 ・申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたと認められる場合。
13	支出額は満額給付されるのか	国の予算の範囲内で給付されるため、申請状況によっては、満額給付されない場合があります。 そのうえで、基準額を上限として給付しますが、消費税は対象となりませんので、これを除いて申請していただくことになります。 また、1,000円未満は切り捨てとなります。
14	消費税が除外されるのはなぜか	消費税は仕入れ控除税額として、次年度に返還となります。 このため、本給付金では、事前に消費税額を除外して給付額を決定しています。これにより、次年度の返還は不要になります。
15	消費税のかかる経費とからない経費は	導入した設備や人材派遣、業務委託には消費税がかかります。 賃上げ等の人件費には消費税がかかりません。
16	免税又は簡易課税事業者であるが、消費税を控除しなければならないか	免税事業者と簡易課税事業者は、消費税を控除する必要はありません。 ただし、消費税を控除しない場合、次年度に仕入れ控除税額が確定してから、報告が必要となり、場合によっては納付していただくことがありますので、ご注意ください。

17	証拠書類は提出するのか	医療人材課ホームページで提出書類とされているものは提出する必要があります。それ以外の書類は提出不要ですが、提出書類の根拠となる書類は、5年間保管が必要です。 国の検査がある際には、いつでも提出できる状態で保管ください。
18	証拠書類の保管は必要か	証拠書類は、事業終了後、5年間は保管いただきます。
19	申請時に休止（廃止）しているが、申請できるか	申請できません。
20	近々休止（廃止）する予定だが、申請できるか	事業継続の意思のない場合、申請できません。
21	他の補助金と併用はできるか	すでに他の補助金が充てられている設備に本給付金を充てることはできません。 また、ベースアップ評価料等の診療報酬で手当した分や、他の補助金で賃上げ等を行った分にも、本給付金を充てることはできません。
22	訪問看護ステーションとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのか	「みなし指定」を受けて「訪問看護ステーション」のコードが交付されていれば、「病院・診療所」と「訪問看護ステーション」のそれぞれ両方で申請することが可能です。
23	訪問看護ステーションのサテライト施設は支援の対象になるのか	なりません。
24	3月31日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設の開設者が4月1以降に変更となった場合、支援の対象になるのか （例えば、施設の開設者が4月1日以降に個人から法人に変更となる場合等）	例示の場合は実質的には同じ対象施設となるため、対象になり得ます。 また、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設が事業譲渡等によって4月1日以降開設者が変更となった場合も、地域で果たしている役割や機能が実質的に同じと都道府県において判断できるのであれば、対象になり得ます。